

## ○水道料金の軽減又は免除に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大府市水道事業給水条例（平成10年大府市条例第2号。以下「給水条例」という。）第36条に規定する料金の軽減又は免除をするに当たり、その基準及び事務の手續を定め、もって料金負担の救済及び事務処理の適正を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道料金の軽減 給水条例で定められた料金支払義務の一部を解除する行為をいう。
- (2) 水道料金の免除 給水条例で定められた料金支払義務の全部を解除する行為をいう。
- (3) 推計使用水量 漏水等により水量が増加した調定において、漏水等をしなかったと仮定した場合に使用したと認められる水量をいう。
- (4) 指示使用水量 市のメータにより計量された水量をいう。
- (5) 軽減水量 指示使用水量から推計使用水量を控除した水量に軽減する率（以下「軽減率」という。）を乗じた水量（1 m<sup>3</sup>未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）をいう。

(軽減又は免除の要件)

第3条 給水条例第36条に規定する公益上その他特別の理由に該当する要件は、次のとおりとする。

- (1) 善良な管理下において給水装置及び用水設備が不可抗力により漏水した場合。ただし、不表現水に限る。
- (2) 給水装置使用者等に過失がなく原因が明らかな場合であつて、市配水管等の事故により給水装置及び用水設備を故障させ漏水が発生したとき。
- (3) 火災、自然災害により漏水又はその消火等に使用した場合。ただし、故意にその原因を発生させた場合は除く。
- (4) 市のメータに異常があつたと認められる場合
- (5) 前各号と同等の理由があると特に水道事業の管理者の権限を行う市長（以下単に「市長」という。）が認めた場合

(軽減又は免除の基準)

第4条 水道料金の軽減又は免除は、前条各号に該当した場合に行い、その適用基準は、次のとおりとする。

- (1) 水道料金の軽減は、当該調定の指示使用水量から軽減水量を控除することにより行う。
- (2) 水道料金の免除は、基本料金及び水量料金を課さないことにより行う。

(軽減率)

第5条 軽減率は、次の各号に掲げる軽減要件ごとに当該各号に定める率による。

- (1) 第3条第1号に該当する場合 50パーセント
- (2) 第3条第2号から第4号までに該当する場合 100パーセント。ただし、該当件数

が多発した場合は、別途市長が定める率

- (3) 第3条第5号に該当する場合 その都度市長が適切と認める率  
(推計使用水量の認定)

第6条 推計使用推量の認定は、原則として前年同月調定の水量をもって行う。ただし、前年同月調定水量が現在の使用状況と異なっているとき、又は不適當なときは、次のいずれかにより行うものとする。

- (1) 修理後の実績に基づいて推計した水量
- (2) 前回調定水量
- (3) 前年度の平均水量  
(軽減又は免除する調定)

第7条 水道料金を軽減又は免除する調定は、第3条各号に規定する要件が発生又は認知した調定のみとする。

(申請)

第8条 水道料金の軽減又は免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その要件が発生又は認知した調定の納期限から60日以内に申請をしなければならない。

- 2 申請は、必要事項を記載した水道料金軽減・免除申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）によるものとする。
- 3 申請者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める証明書を申請書に添付しなければならない。
  - (1) 第3条第1号に該当する場合 大府市又は他水道事業体の指定給水装置工事事業者が発行した修理工事施行証明書（第2号様式）
  - (2) 第3条第3号に該当する場合 被災証明書  
(適用除外)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、水道料金の軽減又は免除はしないものとする。

- (1) 第3条第1号に該当する場合で前回適用後3年経ずに再適用するとき。ただし、前回適用した給水装置が適用後に新築等により全面的に更新されたときは除く。
- (2) 給水装置及び用水設備の竣工後の業者保証期間（6月間）中に第3条第1号に該当するとき。
- (3) 給水装置の露出部分からの漏水のとき。
- (4) 給水装置のうち、給水管に直結する給水用具及び特殊器具からの漏水のとき。
- (5) 用水設備の露出部分からの漏水のとき。
- (6) 用水設備のうち配管に直結する給水用具、特殊器具及び水槽からの漏水のとき。
- (7) 用水設備の管理不十分による漏水のとき。
- (8) 市の修繕指示に従わないとき。
- (9) 申請書等に偽りの記載をして申請したとき。
- (10) 水道料金及び下水道使用料を滞納しているとき。

(軽減又は免除の決定)

第10条 水道料金の軽減又は免除の決定は、水道料金軽減・免除決議書（第3号様式）により行うものとする。

(軽減又は免除の通知)

第11条 前条の規定に基づき水道料金の軽減又は免除の決定をしたときは、水道料金軽減・免除通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に改正前の水道料金の軽減又は免除に関する要綱の規定に基づき作成されている第1号様式による用紙は、改正後の給水停止処分の取扱要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。